

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針の一部を改正する告示の制定について	平成27年3月5日 総務課
----------------------------------	--	--------------------------------

1 改正の趣旨

個人情報取扱事業者において発生した個人情報の漏えい事案を踏まえ、消費者庁が全事業分野に共通する標準的なガイドラインとして策定した「ガイドラインの共通化の考え方について（平成20年7月内閣府）」が一部改正されたことから、「国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針」（平成22年2月5日国家公安委員会告示第5号）についても同じく一部改正を行うもの。

2 改正の概要

(1) 第三者からの適正な情報取得の徹底（法第17条関係）

「第5 個人情報の取得に関する義務」中、「1 適正な取得」について、国家公安委員会所管事業者が第三者から個人情報を取得する場合には、提供元の法の遵守状況を確認した上で個人情報を適切に管理している者から取得するとともに、当該個人情報が適法に取得されたことが確認できない場合は、その取得を自粛することを含め、慎重に対応することが望ましい旨を追加する。

(2) 社内の安全管理措置の強化（法第20条関係）

「第6 個人データの管理に関する義務」中、「2 安全管理措置」について、国家公安委員会所管事業者が講ずべき組織的安全管理措置、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置の例示を追加するとともに、事業者の内部又は外部からの不正行為による個人データの漏えい等を防止するための手法として講じることが望ましい措置を追加する。

(3) 委託先等の監督の強化（法第22条関係）

「第6 個人データの管理に関する義務」中、「4 委託先の監督」について、国家公安委員会所管事業者が個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託先の安全管理措置を適切に評価して選定すること、定期的に委託先の業務の監査を実施し、契約内容の実施状況を調査した上で実施状況を評価すること、委託先が業務の再委託を行う場合には、委託先から事前報告又は承認の申請を求めるなどして再委託先の監督を適切に行うことが望ましい旨等を追加する。

3 意見公募手続の実施結果

平成27年1月23日（金）から同年2月21日（土）までの間、意見公募手続を実施したが、本告示案に係る内容の意見はなかった。

4 今後の予定

公	布	3月30日（月）
施	行	4月1日（水）

公安委員会 説明資料No. 2	銃砲刀剣類所持等取締法の一部を 改正する法律の施行期日を定める 政令案等について	平成27年3月5日 保安課
---------------------------	--	------------------

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成26年法律第131号）の施行日を定めるとともに、その施行により空気銃に係る練習射撃場の制度が新設されることに伴い、下位法令を整備するもの。

2 政令案等の概要

(1) 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

銃刀法改正法の施行日を平成27年4月1日とするもの。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令案

空気銃に係る練習射撃場に備え付ける空気銃の構造及び機能の基準を定めるもの。

(3) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令案

空気銃に係る練習射撃場に備え付ける空気銃の備付けの基準、当該練習射撃場において年少射撃資格者に対する指導を行う練習射撃指導員の指名の方法等を定めるもの。

3 意見募集の結果

上記2(2)及び(3)の改正案については、平成27年1月16日（金）から同年2月14日（土）までの30日間、意見募集を実施したところ、2件の意見が寄せられた。

4 今後の予定

閣議日 平成27年3月13日（金）

公布日 平成27年3月18日（水）

施行日 平成27年4月1日（水）

第1 改正案の概要【別添1】

1 高齢運転者対策の推進を図るための規定の整備

- (1) 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、75歳以上の者が認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をしたときは、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。
- (2) 公安委員会は、(1)の認知機能検査を受けた者が、一定の基準に該当するときは、その者に対し、当該認知機能検査の結果に基づいて高齢者講習を行うものとする。
- (3) 公安委員会は、認知機能検査を受けた者が、認知症のおそれがあることを示す一定の基準に該当したときは、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し一定の要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

2 運転免許の種類等に関する規定の整備

- (1) 自動車の種類として準中型自動車（※1）、運転免許の種類として準中型自動車免許（※2）を新たに設けることとする。
※1 車両総重量3.5～7.5トン等と定める予定（府令事項）
※2 受験資格は18歳以上
- (2) 準中型自動車免許を受けようとする者は、その受けようとする運転免許に係る自動車の運転に関する講習等を受けなければならないこととする。
- (3) 準中型自動車免許を受けてから1年間は、再試験制度や初心運転者標識の表示義務の対象とすることとする。

3 その他

酒気帯び運転又は過労運転等の違反行為をし、よって交通事故を起こし、人を傷つけた場合について、運転免許の仮停止の対象とすることとする。

4 施行期日

公布の日から2年以内（3については公布の日）に施行

第2 「道路交通法改正試案」に対する意見の募集の結果【別添2】

本年1月16日から2月4日までの間、「道路交通法改正試案」に対する意見を募集した結果、総数139件の意見があった（概要は別添2参照）。

第3 政策評価法に基づく事前評価の実施【別添3】

政策評価法の規定に基づき、今回の改正で新設する規制について、規制の費用・便益を代替案と比較し、改正案を選択することが妥当であるとの結論を得た旨の評価書を作成

第4 今後の予定

平成27年3月10日（火） 閣議決定

1 策定の根拠

警察庁においては、平成8年に「被害者対策要綱」を制定し、平成9年度より同要綱等を踏まえ、警察が推進すべき犯罪被害者支援施策をとりまとめた推進計画を、毎年度策定している。

平成23年度からは、政府の第2次犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、同年に27年度末までの5年間に講ずべき施策を示した「犯罪被害者支援要綱」を制定し、同要綱に基づいて、毎年度、各施策の効果を点検・見直して「犯罪被害者支援推進計画」を策定している(別紙1)。

このたび、同要綱5年目の計画として、「平成27年度警察庁犯罪被害者支援推進計画」を策定するもの。

2 平成27年度計画の概要(別紙2)

平成27年度も引き続き、都道府県警察と一体となって、これまで実施してきた各犯罪被害者支援施策を推進することとする。

そこで、「平成27年度警察庁犯罪被害者支援推進計画」については、重点課題や主要施策の記述を平成26年度から継続することとし、新規予算項目の施策の追加や文言の修正等を行うもの。

【薬物情勢】

1 薬物事犯の検挙状況

- 薬物事犯検挙人員は、下げ止まり。
- 覚醒剤事犯検挙人員は、83.5%を占め、最大の課題。
覚醒剤事犯検挙人員のうち、
 - ・暴力団構成員等は55.0%で依然過半数
 - ・再犯者率は64.5%で増加傾向

2 覚醒剤の押収状況及び密輸入事犯の検挙状況

- 押収量は過去5年平均を上回る。
- 仕出国の多様化傾向は継続。
- アジア仕出しの密輸入件数が増加。
・件数上位 中国 (45件、30.0%)
香港 (27件、18.0%)
タイ (19件、12.7%)

3 危険ドラッグ事犯の検挙状況

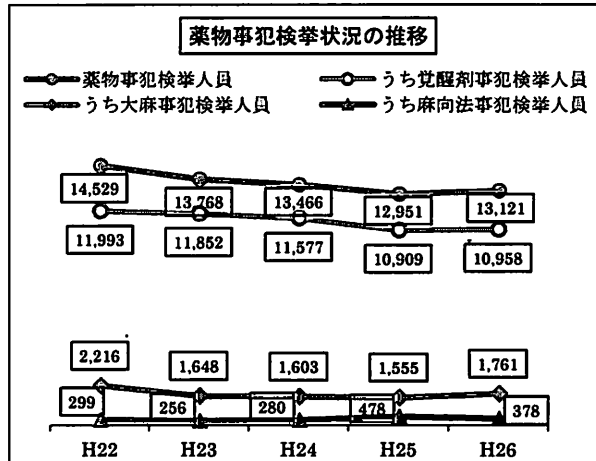
- 平成26年4月1日施行の指定薬物所持・使用罪等による乱用者の検挙(326人)などにより、指定薬物に係る医薬品医療機器等法違反検挙人員は大幅に増加。
- 未規制薬物に係るものも含めた交通関係法令違反やその他法令違反による検挙人員も増加。

【銃器情勢】

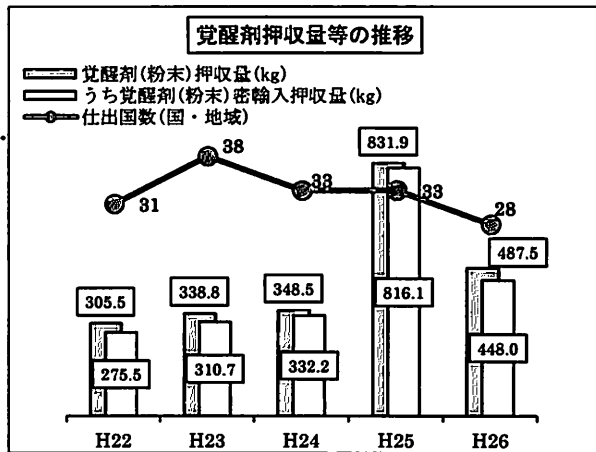
- 銃器発砲事件数は平成14年以降減少傾向。平成20年に50件を下回り、以後、低水準で推移。
- 拳銃押収丁数は平成17年以降、ほぼ横ばい。暴力団からの押収丁数は長期的には減少傾向。

【今後の取組方針】

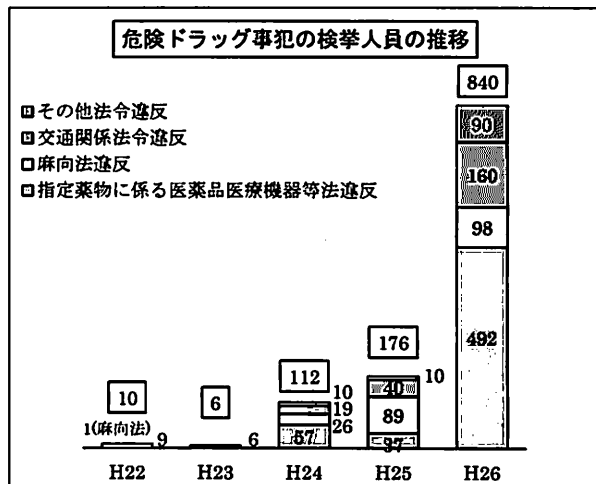
- 薬物密輸・密売組織及び末端乱用者の取締りの強化と再犯防止のための関係機関との連携。
- 販売形態の変化を踏まえた関係機関と連携した危険ドラッグ対策の強化。
- 様々な捜査手法の活用及び積極的な拳銃情報の収集による摘発の強化。



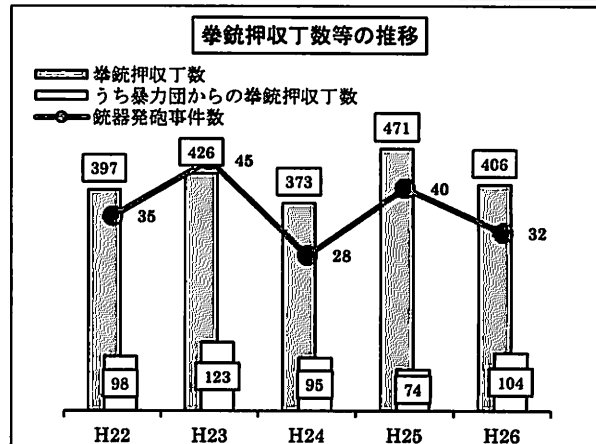
1~3
21頁



3,
9~12
21頁



17~19
頁



27~35
頁

1 報告状況

(1) 実施日等

平成27年2月25日（水）フランス・パリで開催されたF A T F 2月全体会合において、第3次相互審査の不備事項の改善に係る進捗状況等について報告したものを。

(2) 出席省庁

財務省、警察庁、金融庁、法務省、外務省

2 結果概要

(1) 昨年10月以降の我が国の進捗に対する評価

日本は、昨年秋の臨時国会における三法

- 犯罪収益移転防止法改正法
- 国際テロリストの財産凍結法
- テロ資金提供処罰法改正法

の成立により、大きく進捗した。

昨年6月のF A T F 声明で指摘した4項目のうち、1つの項目（パレルモ条約の締結）については、依然、対処されていないが、「テロ行為に対する物質的支援等の犯罪化」に関する不備事項については対処され、「顧客管理」及び「テロリストの資産凍結」に関する不備事項については正しい方向に向かっており、今後、関連政省令の整備により対処されることが見込まれる。

(2) F A T F 全体会合の決定

F A T F 全体会合は、日本に対し、引き続き関連政省令の整備に取り組むこと及び次回6月全体会合において進捗状況について報告を求めることを決定した。

神奈川県警察は、本年2月20日、神奈川県川崎市内の河川敷において、男子中学生を殺害したとして、2月27日、被疑者らを殺人罪で通常逮捕した。

1 被疑者

- (1) 住居 神奈川県川崎市
自称 無職 甲 男 (18歳)
- (2) 住居 神奈川県川崎市
職業 不詳 乙 男 (17歳)
- (3) 住居 神奈川県川崎市
自称 無職 丙 男 (17歳)

2 被害者

住居 神奈川県川崎市
中学1年生 A 男 (当時13歳)

3 事案の概要

被疑者3名は、共謀の上、平成27年2月20日午前2時ころ、川崎市内に
おいて、被害者に対し、殺意をもって、刃物様のもので頸部等を突き刺す
などし、殺害したものの。

4 捜査の経過

- (1) 平成27年2月20日、通行人からの110番通報により本件を認知。
- (2) 2月21日、遺体の身元が同市内に居住する男子中学生と判明。
- (3) 現場及び遺体の状況等から殺人事件と断定、2月21日、捜査本部を設置。
- (4) 所要の捜査の結果、2月27日、被疑者3人を殺人罪で通常逮捕。